

# 令和2年度 第1回 青森県建築審査会 ( 議事録 )

日時：令和2年8月19日(水) 13時30分～

場所：県庁舎北棟2階A会議室

小野 GM : 定刻となりましたので、ただいまより令和2年度第1回青森県建築審査会を開催いたします。

まず、建築住宅課長より、ご挨拶申し上げます。

駒井課長 : 建築住宅課長の駒井でございます。審査会委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

さて、本日は、令和2年度、第1回目の建築審査会となります。

議案は建築基準法第48条第5項ただし書きの規定に基づく許可について、でございます。各分野の優れた経験と知識を生かし、ご審議下さるようどうぞよろしくお願いいたします。

小野 GM : 本日は、板垣委員が所用により欠席となりますが、青森県附属機関に関する条例第6条第3項の規定により、委員の過半数の出席がありましたので、会議が成立したものとします。

次に、審議の公開又は非公開について「青森県建築審査会の公開等に関する要領」に基づき、会議に諮って決めることになっておりますので、小藤会長よろしく申し上げます。

小藤会長 : 本日、傍聴者はいらっしゃいませんが、要領で原則公開としていただきますので、本日の審査会を公開してもよろしいでしょうか？

各委員 : 異議なし

小藤会長 : 委員の方のご了解が得られましたので、今日の建築審査会は『公開』とします。

小野 GM : それでは、会議の議長は、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が行うこととなっておりますので、小藤会長にお願いいたします。

小藤会長 : それでは、審議に入ります。議案1号について事務局より説明をお願いします。

川原 : 建築住宅課、建築指導 G の川原と申します。まずは資料の確認をいたします。事前配付資料、資料 1 パワーポイントの 2 アップ、資料 2 は報告案件となります。それでは、議案第 1 号について、説明します。

(議案内容を説明)

騒音・振動については、基準値内であります。また職員数も創業時とほぼ変わらず、増員見込みも若干であり、交通等の影響は少ないと考えられます。

以上で、議案第 1 号についての説明を終わります。

小藤会長 : それでは、皆様から、質問・意見を受けたいと思います。

舘山委員 : 事前配付資料 P29 の要望書中段 1) に、「十和田、八戸の工場では、生産能力・敷地面積の余力がない。」と記載されていますが、余力がないことは確認しましたか？

川原 : 確認しておりません。

駒井課長 : 今回の申請は、用途地域（第一種住居地域）の環境を害するかどうかになりますので、確認は不要と考えております。

小藤会長 : 本計画地は、水害などのハザードマップで危険区域などに入っていないか？

川原 : 五戸町のハザードマップにより、入っていないことを確認しました。

小藤会長 : それでは、議案第 1 号は 同意 といたします。

小野 GM : 本日の議案については『同意』として手続きを進めさせていただきます。

引き続き、報告案件についての説明となりますが、内容が自己用住宅に関する案件となりますので、「青森県建築審査会の公開等に関する要領」に基づき非公開となります。

小藤会長 : それでは、引き続き、報告案件について事務局より説明をお願いします。

川原 : それでは、報告案件の建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号 (法改正前 : 第 1 項ただし書き)の規定に基づく許可における包括同意について、前回建築審査会 (令和元年 10 月 23 日) で報告した以降の許可分をご報告いたします。  
(報告内容を説明)  
以上、報告を終わります。

小藤会長 : 何か質問はございませんか。  
なにもないようですので、これで本日予定された案件は全て終了いたしました。それでは事務局にお返しします。

小野 GM : これをもちまして、本日の建築審査会を閉会いたします。  
本日はありがとうございました。